倶知安町合同納骨塚のご案内

倶知安町では少子高齢化や核家族化などにより、お墓の承継や維持管理が困難な人をはじめ、経済的理由などによってお墓の建立や寺院などに納骨できずにいる人、葬送の多様化などに対応することを目的に、町営旭ヶ丘霊苑内に合同納骨塚を建立しました。

ご注意・新しい形式のお墓

合同納骨塚は、一つのお墓に複数のお骨を納める合葬式のもので、骨つぼや骨箱からお骨のみを取り出し、直接埋蔵します。このため、一度埋蔵すると二度と取り出すことができませんので、使用にあたっては親族や関係する皆さんと十分相談の上、お申し込みください。

使用者（申請者）の要件

下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。ただし、生前予約はできません。

①町内居住者

②町外居住者であって、本町に住所を有していた者のお骨の埋蔵をしようとするもの

③現に町営墓地の使用許可を受けている者であって、当該墓地を返還し、埋蔵されているお骨を合同納骨塚に改葬しようとするもの

使用料

お骨１体につき、１０,０００円

※使用者が町外居住者の場合、お骨１体につき、１５,０００円

（永代に使用するための使用料で、申請時１回のみの納付です）

申請に必要な書類

必要書類

申請書	１．合同納骨塚使用許可申請書 ２．合同納骨塚使用における確認書兼承諾書 （申請者の３親等内の親族３名からの署名・押印が必要）
居住関係	１．申請者の住民票
お骨関係	１．お骨の証明書（現在のお骨の状況により必要な書類が変わります。必要書類は下記を参考にしてください。）
その他	【本町に住所を有していた者のお骨を埋蔵する場合】 １．埋蔵される者が町内に居住していたことが分かる書類 例）戸籍の附票、税金や社会保険、公共料金などの領収書、郵便物、卒業アルバムなど住所の記載のある書類

お骨の証明書について

お骨の場所	必要書類	説　　明
自宅	火葬許可証	火葬場で火葬した際に発行され、通常は骨箱と一緒になっています。
町営墓地	改葬許可証	倶知安町住民環境課住民係窓口で改葬許可申請をすると、交付されます。 まずは住民環境課環境対策室地域衛生係へ相談してください。
倶知安町内の墓地及び納骨堂	改葬許可証	倶知安町住民環境課住民係窓口で改葬許可申請をすると、交付されます。
他市町村の墓地及び納骨堂	改葬許可証	墓地及び納骨堂の所在する市町村の役場で改葬許可申請をすると、交付されます。

申請から納骨まで

手続きの流れは下記のとおりです。

申請

①住民環境課環境対策室地域衛生係で書類を受け付けます。
申請する前には必ず地域衛生係へ一度ご相談ください。

↓

使用料の納付

②申請書など関係書類を確認後、納付書により使用料を納付してください。

↓

許可書を受け取る

③使用料納付確認後、合同納骨塚使用許可書を交付します。

↓

納骨日時の打ち合わせ

④合同納骨塚使用許可書を受け取りましたら、納骨を行う日時を納骨立会者と打ち合わせの上、決定。納骨の前までに墓地埋葬等届を提出します。

↓

納骨

⑤決定した納骨日時に埋蔵するお骨、合同納骨塚使用許可書を持参の上、直接現地へお越しください。現地では担当者の指示を受けてください。

納骨について

この扉を開け、納骨立会者自らがお骨を埋蔵します。

・合同納骨塚使用許可書を受け取り後、納骨立会者と打ち合わせの上、納骨日時を決定します。

・納骨は原則６月１日～９月３０日の毎月第２・第３水・土曜日午前１０時～１２時、午後２時～４時とします。

・納骨当日は担当職員立ち会いの下、親族や関係者自らが骨つぼや骨箱からお骨のみを取り出し、納骨塚の投入口から地下の合葬室に直接埋蔵します。<u>納骨後のお骨の返還や改葬はできません。</u>

・お骨以外の副葬品などは埋蔵できません。
・納骨後の骨つぼ・骨箱はお持ち帰りください。
・墓誌を設置していないため、名前を刻むことはできませんが、町では埋蔵者台帳を作り、永年保存します。
・納骨当日の持ち物
　①お骨
　②合同納骨塚使用許可書

お参りについて

・屋外にありますので、自由にお参りできます。
・供物や供花などを置く所を用意していますが、使用後は必ずお持ち帰りください。共同で使用する施設ですので、きれいに使用しましょう。
・使用者個々で宗教的な儀式・供養を行うことは可能ですが、町として宗教的な儀式・供養は行いません。

合同納骨塚の場所

合同納骨塚は町営旭ヶ丘霊苑（倶知安町字旭７９番地の４外）内です。

画像:Google My Maps, 地図データ:©2018 ZENRIN